

事業所体制

2025/4/1以降

事業所名	一般社団法人 巨樹の会 新宇都宮リハビリテーション病院 訪問リハビリテーション
指定番号	訪問リハビリ・介護予防訪問リハビリ (0910117969)
所在地	〒321-0941 栃木県宇都宮市東今泉2丁目5番31号
主たる事務所 (法人住所)	〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町大字富岡12628番地
代表理事 (代表者)	鶴崎 直邦
管理者氏名	宇都宮 勝之
電話番号	028-666-4880
FAX番号	028-666-4887
営業日	月曜日～金曜日 休業日：土・日曜日 祝日 年末年始（12/30～1/3）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時00分

訪問リハビリテーション サービスコード

地域区分：6級地（10.33円）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定単位
種類	項目				単位数	
14	2111	訪問リハビリ1	イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	308	1回につき (20分)
14	5003	訪問リハ 短期集中リハ加算	短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は認定日から3月以内	200	1日につき
14	5008	訪問リハマネジメント加算2	リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	213	1月につき
14	5022	訪問リハマネジメント加算3		事業所の医師が利用者等に説明し同意を得た場合	270	
14	4003	訪問リハ 退院時共同指導加算	ロ 退院時共同指導加算（退院時1回を限度）		600	1回につき
14	6110	訪問リハ移行支援加算	ハ 移行支援加算		17	1日につき
14	6102	訪問リハ サービス提供体制加算Ⅰ	ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	1回につき

介護予防訪問リハビリテーション サービスコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成	算定単位
種類	項目				単位数	
64	2111	予防訪問リハ1	イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	298	1回につき (20分)
64	5001	予防訪問リハ 短期集中リハ加算	短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は認定日から3月以内	200	1日につき
64	6123	予防訪問リハ 12月超減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合		-30	1回につき
64	4003	予防訪問リハ 退院時共同指導加算	ロ 退院時共同指導加算（退院時1回を限度）		600	1回につき
64	6102	予防訪問リハ サービス提供体制加算Ⅰ	ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	1回につき